

# 全国で森林火災が多発しています！！

## 『火入れ』を行う場合には、事前に許可申請が必要です。

🔥 『火入れ』とは、森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことをいいます。

出典：林野庁HP



### 1. 火入れ許可の対象（次の場合に限る）

- ・地ごしらえ
- ・開墾準備
- ・害虫駆除
- ・焼畑
- ・採草地の改良

### 2. 申請について

- (1) 火入れを行おうとする日の14日前までに、火入許可申請書等の提出が必要です。
- (2) 1回の火入れの許可面積は、原則1ヘクタールまでです。

### 3. 火入従事者について

- (1) 火入れの面積に応じ、作業に従事する者（火入従事者）を配置することが定められています。

- ① 0.5ヘクタールまでは、10人以上
- ② 0.5ヘクタールを超える場合は、超える面積0.5ヘクタールにつき5人以上を加えた人数  
例) 火入れの面積が0.3ヘクタール → 火入従事者が10人以上必要  
火入れの面積が0.8ヘクタール → 火入従事者が15人以上必要

- (2) 消火器、スコップ、ナタ等の消火に必要な器具を携行してください。
- (3) 火入れの跡地が完全に消火したことを確認しなければ、現場から退去できません。



### 4. 火入れの実施前の連絡・周知について

許可証記載の指示事項を順守し、火入れを行う日の前日までに『場所及び日時』を農林水産課及び管轄する消防署へ連絡して下さい。あわせて地域住民等への周知もお願いします。

### 5. 火入れの中止について

火入れの許可の期間中であっても、以下の注意報・警報等が発表・発令された場合には、火入れをしてはいけません。

- ・強風注意報
- ・乾燥注意報
- ・林野火災に関する注意報
- ・林野火災に関する警報

🌿 書類提出及びお問い合わせ先

※詳しくは、豊岡市HPをご覧ください。

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

豊岡市役所 農林水産課 林務・水産係（本庁2階・6番窓口）

電話 0796-23-1127



※ 提出書類は各振興局地域振興課でも受付します。（火入れ予定の14日前までに提出してください）

# 🔥 火入れの流れ（申請から実施・返納まで）

1. おもて面の「1～3」の条件に該当するか確認

## 1. 「火入れ許可の対象」に該当するか確認

※許可の対象は、限られた場合のみです。

## 2. 「火入れ許可面積」の確認

※原則1ヘクタールまでです。

## 3. 「火入れ従事者」の確認

※面積に応じた従事者が確保できていますか。

全ての条件に当てはまれば、申請可能です。

2. 「火入許可申請書」の記入

申請書類 (2部)	<input type="checkbox"/> 「火入許可申請書」(様式第1号) <input type="checkbox"/> 見取図(火入れを行おうとする土地とその周辺の現況、防火の設備を示す図)(住宅地図等への記入で可) <input type="checkbox"/> ※承諾書(申請者の土地以外に火入れを行なおうとする場合は、その所有者又は管理者の承諾書が必要です。) ※地区で実施する場合は、区長、農会長の代表申請で可
提出期限	火入れの <u>14日前まで</u> にご提出下さい。

3. ◆ 「火入許可証」の交付

※許可の期間は、1件につき10日以内です。

◆ 「火入不許可通知書」の交付

※火入れは、できません。

4. 「農林水産課・(管轄する)消防署へ連絡」「地域住民への周知」

◎火入れを行う前日までに場所と日時を、連絡・周知をしてください。

5. 「火入れの実施」

◎火入責任者は、火入れに際し「火入許可証」を必ず携帯してください。

◎火入れの許可の期間中や火入れ中であっても、以下の注意報・警報等が発表・発令された場合には、火入れは中止してください。

◆ 強風注意報

◆ 乾燥注意報

◆ 林野火災に関する注意報

◆ 林野火災に関する警報

6. 「許可証の返納」

◎火入れが終了した場合、または許可の期間が経過した場合は、許可証の返納をしてください。